

平成 26 年度第 3 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録要旨

I 開催日時 平成26年12月22日（月）午後 2 時～午後 2 時30分

II 開催場所 県庁本館 6 階大会議室 1

III 議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の指名
- 4 議題
 - (1) 審議事項
 - ・（仮称）SDG 5 栃木箱森店の新設届出について（栃木市）
 - (2) 報告事項
 - ・大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
 - (3) その他
- 5 閉会

IV 出席者

〔委員〕 長田哲平、小白井敏明、竹澤正樹、戸室康子、星法子、以上 5 名
〔事務局〕 経営支援課 篠崎課長、関本課長補佐（総括）、中里副主幹（GL）、塚形主任、佐藤主事
栃木市 商工観光課 白井課長補佐、東原主査、山田主任

V 議事の経過

午後 2 時、司会の中里副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員 5 人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、有効に成立する旨報告。

会長から、議事録署名人として長田委員と星委員が指名され、議事に入った。

議題 1 審議事項の「（仮称）SDG 5 栃木箱森店の新設届出」（栃木市）について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

- 委員 : 交通について、一点確認したい点がある。P17では出入口 1 の幅員が 8.0m となっているが、P18では 10.0m となっている。どちらが正しいのか。
- 事務局 : P18の 10.0m が正しく、P17の 8.0m は誤りである。
- 委員 : 騒音について、一点気になる点がある。P22では、店舗東側の 3 箇所に屋外スピーカーを設置する計画になっている。これに対する対応策として、P8で「必要最低限の音量とする」とあるが、表現がやや抽象的であるので、「何デシベル以下とする」などの具体的な記載が望ましい。
- 委員 : 混雑時等に、退店車両が出入口 2 から出庫することはないのか。出入口 2 から出庫する場合、店舗北側の敷地内道路を逆走することとなり、危険ではないか。
- 事務局 : 県道栃木環状線へは左折出庫のみであることから、混雑時であっても遠回り

となる出入口2から出庫することは想定していないが、逆走の危険性にも十分に配慮するよう設置者に伝える。

委員 : 来店経路について確認したい。P23で店舗南西からの来客は、総合運動公園の方に迂回して来店する経路となっているが、県道栃木環状線をUターンして来店することはないのか。

事務局 : 県道栃木環状線の中央分離帯の切れ目には、Uターンができないように構造物が設置されており、Uターンして来店することは困難である。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から、他に何もなければ閉会にしたいとの発言があり、出席委員の同意を得た後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後2時30分に審議会は終了した。